

イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則（平成 15 年 11 月 18 日 15 消安第 2936 号消費安全局長通達）一部改正新旧対照表  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 検査及び消毒の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合</p> <p>ア 輸出検査の確認</p> <p>告示 6 (1) の検査の確認は、次により、原則として 1 年に 1 回以上輸出港又はこん包場所において、イスラエル植物防疫機関が行う検査の確認と共同して行うものとする。</p> <p>(ア) 生果実の種類別にこん包数の 2 パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。</p> <p>ただし、「イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 2 年 3 月 20 日付け 2 農蚕第 1124 号 農蚕園芸局長通知) に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の輸出検査を確認することをもって、これに代えることができる。</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>イ 消毒の開始の確認</p> <p>告示 6 の (2) のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として 1 年に 1 回以上、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。</p> <p>ただし、(ア) から (オ) までについては、「イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 2 年 3 月 20 日付け 2 農蚕 1124 号 農蚕園芸局長通知) に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の消毒の開始を確認することをもって、これに代えることができる。</p> <p>(ア) ～ (オ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 検査及び消毒の確認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合</p> <p>ア 輸出検査の確認</p> <p>告示 6 (1) の検査の確認は、次により、原則として 1 年に 1 回以上輸出港又はこん包場所において、イスラエル植物防疫機関が行う検査の確認と共同して行うものとする。</p> <p>(ア) 生果実の種類別にこん包数の 2 パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。</p> <p>ただし、「イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーティの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 2 年 3 月 20 日付け 2 農蚕第 1124 号 農蚕園芸局長通達) 及び「イスラエル産ポメロ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 10 年 12 月 10 日付け 10 農産第 8560 号農産園芸局長通達) に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の輸出検査を確認することをもって、これに代えることができる。</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>イ 消毒の開始の確認</p> <p>告示 6 の (2) のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として 1 年に 1 回以上、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。</p> <p>(ア) ～ (オ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>

5 表示

告示8の輸出検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



又は



(2) 仕向地の表示

FOR JAPAN 又は 日本

6 (略)

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(輸出植物検疫終了の表示)



又は



(仕向地の表示)

FOR JAPAN 又は 日本

6 (略)